

<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十号）</p> <p style="text-align: right;">（傍線部分は改正部分）</p>	<p>改正案</p>
<p>附則</p> <p>第十条 削除</p>	<p>現行</p> <p>附則</p> <p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置）</p> <p>第十条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の規定の適用については、新感染症法第六十七条（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項から第三項まで（一種病原体等の輸入等）、第六十九条（一種病原体等の所持等）及び第七十条（二種病原体等の輸入）の罪は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。</p>

<p>○ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）</p> <p style="text-align: right;">（傍線部分は改正部分）</p>	<p>改正案</p>
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>現行</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 附則第五十五条の規定（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。同条を除き、以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十三条第二項第四号中「（高金利受領等）」の下に「、第五条の二第一項後段（高保証料受領等）若しくは第五條の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段（保証料がある場合の高金利受領等）」を加える改正規定を除く。）及び附則第五十六条の規定（犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日又は第二号に定める日のいずれか選ぶ日）</p> <p>六 附則第五十五条の規定（組織的犯罪処罰法第十三条第二項第四号中「（高金利受領等）」の下に「、第五條の二第一項後段（高保証料受領等）若しくは第五條の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項</p>